(ロ) 検査に関する事項

(イ) 検査方法

(1) 検査方法は厚生省規定のコレラ検査指針に依つたが、尚二・三改良を加へた。即ち硝子板を用ひて得た。

腸内排泄物をアルカリ性ペプトン水（PH七、八）に増菌培養した後ち鏡検すると共に選択寒天平板に分離培養して二時間後に釣菌し予定見当凝集反応を行ひ、尚該反応陽性の集落より染色標本・発酵標本を作製し更らに定量的凝集反応プアイフエル反応を実施し菌を決定した。

(2) 純粋患者の場合は定量的凝集反応、プアイフエル反応を省略し特異凝集反応の成績と形態、排列状態、運動性を観察し決定した。

(ハ) 検査に関する所見

(1) 培地はアルカリ性ペプトン水（PH七、八）一種類を用ひ甚だ好結果を得た。

(2) ペプトンは微東ペプトン及び駐内ペプトンを用ひ有効であつた。

(3) 分離培養には特に選択培地を用ひたこれを使用するとコレラ菌集塊の色調が特有で美麗な淡紫紅色を呈し鏡る見つけ易いから限らに化時間内に大量の平板培地を観察するに頗る便利であつた

(4) 予定見当凝集反応では類属反応が約三〇、二%の率に生じた、この成績は検査件数一四、一八七件予定見当凝集陽性二九三件こゝ中鏡検或は純培養でコレラ菌を確明しなかつたもの八九件であつたこれらの類属凝集反応を呈する菌は腐敗菌・形質菌・大腸菌・芽胞菌等が見られた

(5) 使用した免疫血清は旧海軍々医学校製、陸軍々医学校製血清である。

(6) 尚検査中水「ウキブリオ」を検出してゐる之が鑑別はコレラ血清に非凝集であることにあり

鑑別否定した。

(ホ) コレラ紅反応について小実験ではこの反応を用ひてコレラ菌の有無を決定することの困難性を示してゐる

即ち検体総数四、九九六件中コレラ紅陽性のもの二六四件中菌を検出した件数一三七件であり コレラ紅陽性のものの中菌を検出しないものの方が多く又コレラを紅陽性のものよりも若干コレラ菌を検出してゐるのである。

これを表示すれば次の通りである

菌別 / 反応別	陽性		陰性	
	件数	実数	実数	%
陽性	二六四	一五	二二四	八五
陰性	四、七三二	二	四、六四五	九八
計	四、九九六	一二七	四、八六九	

菌株は平体になんとする多数に及んだがこの中産出地を代表する典型的な八型に対する菌（稲葉）中間型菌（芳賀）異型菌（永川）の三株を假用し人工発育したが其その菌型は異型であることを認めた。

六、その他の事項

(一)ドラム缶利用の飲料使用は甚だ有效であつたが、二〇〇立入の大型缶は汚物を別再使用する恐れがあつて不便であり且つあまりが約一米あつたので使所の位置が高くなり使用しにくかつた。

八、この中心のおのおのに二使用したが、直接が少さく操使時に附近を汚染する危険があつた。理想的には二〇〇立のものを二分の二位に切断して使用すべきであつたと思ふ。

(二)作業員は陸軍九六式雨衣、袴及びゴム長靴を用ひ隔防に甚だ有效であり一名も患者を出すことなくして任務を遂行し得た。

(三)全勤務員には隔防注意並に検便を実施し罹患防止には完全を期した。

(四)作業員は作業中飲食は一切これを禁止した。従つて路上販売の品を買ふことなく、又猛烈なる流行時には隔防的に補塩酸或は塩酸「リ」でナーデを飲用した。

(五)衛生員以外の作業員に対しては特に罹患隔防に関する予防衛生の知識をみふるとともに無用な不安心、恐怖心を除去せしむべく、厚慮した。

(六)防疫に対しては特に蠅を用ひ廃物殊に病舎、検便室、炊飯所関係のものにはその窓に蚊帳を張り地の出入を防止した。

六、防疫に関係ある渉外事項

防疫に関しては司令部より日本政府を通じて四月六日附覚書が示された外第八軍司令部及衛生部よりそれぞれ詳細に亘る指示事項があつた。

この他防疫本部より指示を仰ぎ適宜とした事項もあつた。

(イ)四月八日附司令部より示された引揚者中コレラに対する検疫措置は今回のコレラ防疫作業の基本をなすものであつて根本的計及び細部の実施事項が規定されてゐる。

服部軍医司令部

AG七二〇四(二一・四・六) PH　AP〇五一〇

(SCAP-N-八六五)　一九四六年四月六日

一、日本帝国政府は支那より引揚ぐるものによつて日本にコレラを入れざるよう適当の措置を採むべし

二、支那より引揚者を搭載する船舶にしてコレラ患者、疑患者ある場合

(イ)乗船日数六日以上の場合は全員に対しコレラワクチン一cc宛を注射し接触者その他の処置は通例による。

(ロ)乗船日数六日未満の場合は六日を経過するまで全員船中に停留せしむべし全員のコレラ検査をし患者なき時はその二節(イ)に記述したる如く下船せしむべし

(ハ)船中到着の船舶にして船内コレラ患者、疑患者発生しつゝあるものは司令部より別段の指示ある迄消毒又は位置隔離の措置を講ずべし

(ホ)何人も常に故意つたえ行はう

[illegible]

本日日附[illegible]日間起算するまで全員船中に停留せしむべし。

[illegible]

[illegible]用のため設備せられたる病院船に移すべし。

[illegible]船内の到着するまでは引揚者収容所内の隔離病院にコレラ患者を移し厳[illegible]

[illegible]ワクチン並びに防蠅用の網を張ることや消毒

人の間隔に注意すべし。

(二)全員へコレラワクチンを注射すべし。

(イ)注射期間全員の排泄物は海中に放出する前に二%クレゾール液にて処理すべし。

(ロ)注射者発見のため全員に対し検便を実施すべし。検便は便の成績を得るまで継続すべし。

場所は隔離し二日間隔で二回検べ、陰性の成績を得るまで継続すべし。

(ハ)全員の下着物及び衣類を消毒すべし。

(四)清掃、但世保両港に病院船を配置しの帰還者中のコレラ患者の受け入れ及び治療に使用すべ

尚は本省よりは前記指示に例外的防疫解除、予防接種等につきそれぞれ事情に応じて現地官と連絡の上実施或は省略の措置を採ってもよいことを附記し又海毒に関して注意事項を指示してきた。

(三)本人等司令部より示されたる検疫例はローケ作つづく司令部より示されたものの不準じ作製され清質監督官より事項とられた。

(一)コレラ者はこれを隔離し病院に隔離すること。

(二)乗船中の全員及び病院に収容中の患者にはコレラワクチン一cc宛を接種すること。

(三)コレラ船は検疫者より二四日間隔検疫される。

(四)病院における患者の便は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(五)コレラ患者が発病したる船員は六日以上隔離すること。

全員に一cc宛のコレラワクチンを注射すること。

(六)北海日数六日以内の船は六日間隔検疫される。

(四)日本病院船は一週間以内に全患者を收容すること。

全コレラ船は清質又は消毒に適する。

(五)現地本部の指示事項

(イ)検疫に関する事項

患者、保菌者の処置等、検便成績に関し、既述の結果及び通り定められたこの規定により個々に米軍と協議すること。

なお処理は明瞭に実施せられたいのである。

(ロ)検疫事務に関する事項

(イ)コレラ患者、別室収容、保菌者の収容に関する事項

隔離の不完全はコレラ統計事務上困難なる障害をきたしたので協議の結果左の通りこれを定めた。

(A)コレラの著

コレラ菌を証明しコレラ症状(以下刑事の程度の症状にても)と呈せるもの

(B)コレラ菌を証明しコレラ症状を呈せざるもの 再検査の結果によらず臨床診断にて決定す)

(C)コレラ菌を証明しコレラ症状を呈せざるもの 検査の結果の陽性者

(D)コレラ菌を証明しコレラ症状を呈せざるもの 検査の結果の陰性者

(E)コレラ菌を証明しコレラ症状を呈せざるもの 検査の結果の陰性者

(F)コレラ菌を証明しコレラ症状を呈せざるもの 検査の結果の陰性者

(ハ)コレラ患者の取扱

(イ)コレラ患者は病院船に収容し隔離すること。

(ロ)コレラ患者の便は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ハ)コレラ患者の衣類は下着物及び寝具は焼却すること。

(ニ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ホ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヘ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ト)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(チ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(リ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヌ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ル)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヲ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ワ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(カ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヨ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(タ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(レ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ソ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ツ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ネ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ナ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ラ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ム)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ウ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヰ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ノ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(オ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ク)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヤ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(マ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ケ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(フ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(コ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(エ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(テ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ア)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(サ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(キ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ユ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(メ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ミ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(シ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヒ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(モ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(セ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ス)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ン)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ロ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ハ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ニ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ホ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヘ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ト)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(チ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(リ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヌ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ル)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヲ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ワ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(カ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヨ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(タ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(レ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ソ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ツ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ネ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ナ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ラ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ム)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ウ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヰ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ノ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(オ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ク)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヤ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(マ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ケ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(フ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(コ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(エ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(テ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ア)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(サ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(キ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ユ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(メ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ミ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(シ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ヒ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(モ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(セ)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ス)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

(ン)コレラ患者の便器は一〇%のホルマリンアルコールに下の二%のクレゾール液で消毒すること。

報告は正確を期し、すべての報告は同一であること。
(3) 患者、疑似患者を隔離し（別表）患者の転院と明瞭ならしめおくこと。
(4) 検査成績は毎日午後三時半までに報告すること。
(5) 検疫に関する報告項
(1) 五月三日より検疫官の在泊コレラ船への出発をのべ二〇となすこと。
(2) コレラ船と接触せられた船舶はコレラ船錨地に回航すること、錨地は観音崎東方三浬とすること。
(3) 検疫官及び検疫作業員以外の者の船との交通は厳禁すること。
(4) 検疫所用舟艇は黄色旗に赤十字をしるせる標識をつけること。
(6) 検疫に関する事項
(1) 五月十五日より検疫可能員数を一〇五千名とすること。
(2) 検査室の窓は全部金網張りとすること。
(7) 消毒に関する事項
コレラ船における汚物消毒は厳重に指令を守ること。
(8) 必要なる消毒薬は充分に確保の上船舶に供給すること。

横浜市、消費管理者との連絡事項

神奈川県庁、横須賀市役所、消費管理者との交渉は大略次の通りである。
県庁より技官一名が消費者経由にて検疫所に派遣され種々通知連絡に積極的の支援を得た。
人員及防疫用資材に関しては特に県庁は市の配慮を得て入手し得たのである。

この間は二式に新領事館をもつて県庁、横須賀市一般終通報した。
横須賀市で、久里浜にその出先所を設置し連絡、通報には便利を得た。

(7) 結論に関する感想

(1) 結論に対する感想
今回のコレラ防疫作業を回顧して防疫態勢の一般的整つた中期以後の努力は大に効果と初期の失敗とは非常に乖離のあるを痛感する。
即ち初期に於ては為ゆることに非常な努力を要した即ち作業員の大なる負担の要求がされたのである。
而してその割りに効果が徹底せずしぬかりが極々多かつたのである。
例えば患者発病後にしても既に防疫所へ帰つてくると作業員は相当疲労してゐるのであるが尚自分等の逃れ出た患者の処置をしなければならないのである。
自動車が出発から患者が到着の時間をすることで、様で患者の記録をとる方が組織になる従つて患者に対する敬意既成の作業はしたが大切な記録はほとんど零であり、患者の救護等も思ふにまかせない実に情けない救護を思ひしたのである。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今回のコレラ防疫に於ける最大の難関は検疫隔離であつたと思ふ。即ち之は通常の伝染病と異なる検疫隔離に対する特殊の考慮に基いて実施することにあつたと思ふ。

一口にして云へば商船であるが、これらの乗組員の成立には種々な要因の裏付けがあつたのである。

之検疫の方針として基本的事項は一団全部及び本省より指示されたのであるがこれを現地に適用するためには防疫本部及び検疫所としては現地米軍の考へ、検疫所の能力、設備の状況等を考慮したのに基づき要心があつた。又検査の技術も一朝にして生じたのでなく、資材の獲得、要員の充実、設備の整備等を背景とした絶大なる努力の結晶であり、又日夜を分たぬ作業に誠心をこめた場であつたのである。又検疫方針を実施した検疫官以下も種々の悪条件を克服しての苦闘をしたのである。

悪条件としては人員の不足であり、船内の不足であり、船内食糧事情の悪化の影響であつた。

今にして当時を顧れば隔離員各自肉身を削つての全く死闘であつたと云ふより外に言葉がないのである。

たしかに当時の船員の顔色は生々として活り困難を突破して行く意気と熱情があつた。彼等の控所に於ける歓声の交換も活潑であつた。そして悪条件の船内に於ける防疫を着実に実施し遂げたのであつて決して無感覚の強制をしたのではないことを明言する次第である。

八、併記すべき事項

(イ) VセミB、七九号の検疫後患者、保菌者の発生状況及びにその処置

VセミB、七九号及VセミBは横浜より浦賀、夫々四月二十一日及四月二十四日に入港した引揚船であつたいづれもコレラ流行地より乗船した船舶として検疫を実施してゐたのいづれも四月二十八日の船員検便の結果が陰性であつたので五月三日揚陸と決定した処、揚陸作業中VセミB七九号便乗者中呕吐、下

痢等異症なるコレラ症状を呈する患者が発生してゐるのを揚陸直後発見し直ちに本人を検疫病院に隔離するとともに船員を夫々仮収容所に隔離した。

VセミB、七九号の便乗者は公営宿泊施設所にVセミB号による引揚者は国鉄仮収容所に収容隔離された。

検疫病院に収容された患者は検査の結果コレラと診定されたので夫々の仮収容所は厳重に隔離し

LML要員の応援を得て外部との連絡を厳重に遮断しコレラ菌の内地上陸に対しこれを引揚収容所の一線で阻止すべく万全の態勢を施したのである。

隔離の検便の結果はこれらの引揚者中に病菌保有者、用保有者の潜伏してゐることがわかつたので

これに伴ひ隔離を厳重にし公用食の利用は有制鉄線を以てかこまれ且つ宿舎間の連絡も禁止し汚物

[illegible]用の清水[illegible]用は船上における[illegible]仮設便所を設置し一斉施設は後日全施設

[illegible]便所[illegible]より[illegible]連絡施設を実施し患者、保菌者、帰国者の隔離に努めた結果、VセミB号

[illegible]者一名保菌者五隔離者を発見した。

[illegible]仮収容所では四回宿舎に分宿せしめ、各宿舎間の交通を断つて各宿舎毎に三名宛四回の検便を

[illegible]回検便であつた宿舎より復員せしめ五月二十九日には隔離者を除く船員を復員せしめたので

[illegible]宿舎一名とを見し五月十三日の検便の結果は悉く陰性であつたので要

[illegible]間四回の検便は何れも陰性であつたので五月二十三日隔離は解除せら

[illegible]充分でなかつたために宿舎毎に於ける隔離解除は禁止し船員陰性と

[illegible]保菌者及び隔離解除者は次表の通りである。

| 船名 | | |

[illegible]

[illegible]

(二)廣東、海陸地方のコレラの発生状況及び伝播経路

一)廣東、海陸方面に於けるコレラの発生状況について二、三の引揚部隊の軍医の報告を綜合すれば次の通りである。

(1)日本軍占領下の廣東には既に第四コレラの発生は殆んどなかつたが終戦以来廣東市内及び珠江上の住民船にポツポツとコレラの発生があり、爾後中国側には相当の流行をきたしてゐたやうであつた。

即ち廣東地方のコレラは終戦後中国人によつて廣西省方面より運搬せられたものであり、これが市内周辺に蔓延し而して部人住宅にも搬入されたものと考へられるのである。

(2)各部隊の居住は最初コレラ発生はなかつたが、中国側より使役として兵力を徴発され、主として市街の清掃や船舶作業に従つてゐたが患者はこの徴発を受けた部隊中より発生したのである。

(3)居住区に於けるコレラの発生は廣東市内の流行と大体並行するものと考へられるが、これによつて見れば終戦後発生したコレラは、十月頃までは相当の流行をきたしたが十二月頃からは

下火となつて、翌年二月頃より再び猛烈に流行し、三月上旬（引揚の時期）には相当の流行をしてゐたものと考へられる。海防に於けるコレラの発生状況及び同様の経路を辿つたものと考へられる。

(二)海防に於ける日本軍集中営のコレラ発生状況

日本軍集中営に於ける初発患者は昭和二十年九月下旬中国側へ勤務を提供した部隊より発生した。各部隊に於ける患者発生状況を記すと次の通りである。

(1)V七五分で帰還した部隊では昭和二十年一月以降二十一年三月二十七日迄に真性赤痢十九名、保菌者十二名計三十一名。

(2)V八四分にて帰還した部隊では昭和二十年九月二十二日以来患者発生し十月二十四日迄に真性赤痢十二名、保菌者十二名計六十五名中死亡二十八名を算し、其の後一時中断したが、昭和二十一年一月末以降二月にかけ再び多発し、同月二十七日迄に真性五十名、保菌者九名、疑似患者四名計七十三名内死亡十一名を出した。

(3)V八一分にて帰還した部隊では昭和二十年十月八日より赤痢患者発生、翌二十一年二月二十七日以後真性五名、保菌者四名、計十五名、二月十七日には患者一名をだす事、再三再四既往歴を繰入じた。

V八九名は生存者多数なるも昭和二十年九月下旬より数名のコレラ患者を発し[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

質に入港したが、二回検疫の結果陸揚であり、コレラの発生はなかつた。この辺りに中国人中営からコレラに汚染せしめなかつた部隊はコレラ患者の発生を見て傷兵してゐるのである。

(三) 引揚時病人を撤収した原因と考へられる事項

(1) 検疫

引揚のため乗船前軍の防疫給水班において検疫（検診、予防注射、検便等）を実施したのであるが中国側の拘束下にあつて不如意の状況下にあり二、三の点において不充分の点があつたのである。

(A) コレラ流行を認めながら尚引揚を続行せねばならなかつたこと。

(B) 検疫終了より乗船までに期間が相当できその間に感染の機会をせうじたこと。

(C) 防疫に必要な器具が没収され作業が充分でなかつたこと。

(D) 検疫の実施は区々にして全般的に確実性がなかつたこと。即ち或者にたいしてはペプトン水培養に始めて正規に検査を遂げたものもあれば或者には直接遠藤平板に塗沫したものもあり必ずしもすべてコレラ菌検査の目的に副つてゐなかつた点もあつたのである。

即ち検疫は実施されたが、種々の用意性のために徹底的に実施し得ずして不充分なコレラの撤入を遮断し得なかつたのである。

(2) 集中営における生活状況並に乗船時の状況

集中営における生活状況は前述の如く倉庫、市院、病、学校、民家、造船所或は孤学校であつたが、相当衛生状況も悪く殊に飲料水には不自由の点が多かつた。ある集中営では臨時に井戸を掘つて或は河水を沙過し飲料水を得てゐた状況である。

又前述の通り労力提供部隊は市中よりコレラ菌を輸入して集中営の衛生状況を

常に悪化せしめたのである。

しかも労働は中国人の汚染作業であり、コレラ菌に汚染される機会は大であり且つ作業員は空腹のために抵抗力を喪失したことも感染の一大原因となつてゐるのである。

更にこれに悪条件が相乗したのは乗船直前の状況にあつた。即ち中国軍の命令の不徹底から乗船命令がさてからも数度これが延期され被検準備のために臨時の井戸は埋没し、又汚濁器等を接収されも等のために河川の水を使用せざるを得なかつた状況にあつた部隊もあり又引揚船迄までに民間の倉庫に一時間使来し、その間食事をとる等のことも検疫終了より乗船までの間にコレラ感染の要因となつてゐるのである。

即ち敵軍下の検疫の困難性を如実に物語つてゐるのである。

(3) 船内の状況

海路を西から引揚げには米軍から貸されたリバテー型貨物船（七、〇〇〇噸級）が用ひられ引揚者は五〇〇乃至四〇〇。船室は船艙と当てられて居り、船艙は五船艙で一船艙は夫々上下二段に仕切られて、ゴザは敷いてある。大体一畳当り四人の割りに収容し、更に上甲板に於ても雨露を凌ぎ得るところには応急等と敷き就寝して居り、全く立錐の余地なき状態である。上甲板には臨時便所六々応急便所二個川宛中部甲板に応急業務所、食器消毒所、洗濯場等があつて上甲板の清潔は言語に絶する状態である。用便に赴くには出ずば他人をまたいで上甲板に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

				備考	
	2	566,638	1216	第疫ガス コレラ 赤痢 腸結核	2 1210 3 1
1月	12	15,641	0		
1月	43	49,252	0		
1月	78	81,832	0		
1月	56	54,539	0		
2月	29	24,924	2	疑似ガス	パシフィック方面 1 トラック方面 1
3月	15	23,314	0		
4月	414	133,610	742	コレラ	関東，海防方面
5月	11	12,336	2 121	疑似 コレラ	台湾，関東，海防方面
6月	49	95,954	1 1	疑似 コレラ	上海，朝鮮方面
7月	17	32,420	6	コレラ	上海方面
8月	11	26,686	0		
9月	2	19	0		
10月	7	4,728	0		
11月	6	11,229	0		
12月	10	8,763	0	—	
昭和22年 1月	3	30P	0		
2月	2	1,120	1	腸結核	
3月	1	3	0		横浜入港(木船)
4月	0	0	0		

船内の水でコレラ患者が発生したので，この防疫は相当に困難な作業であつた。

(イ) 伝染病患者発生後の船舶の取扱

伝染病患者発生の同時に船内を消毒し，検疫所が少なくとも消毒班，検便班を派遣，全船の乗務員全員の検便を実施し，寄生せる種々の器具を回収し，場陸鋪地より隔離せしめ，検便の解明するまで待機せしめた。

これらの処置が済むまでは隔離船と同様に取扱い隔離解除と，もに検疫済の証明を交付し，次回の航海につくことを許可したのである。

	船数	検疫者数	患者	疾病名	備考
	27	16341	13	痘瘡 2 発疹 2 腺ペスト 1 百日咳 7 梅毒性皮膚炎 1	
	0	0	0		
	0	0	0		
	1	1500	0		台湾人 1500
昭和21年6月	4	7001	0		台湾人 5261 朝鮮人 2540
2月	3	2981	2	痘瘡	台湾人 2033 其ノ他 948 沖縄ハ台湾人ヨリ船出ス
3月	2	650	0		八人尚行 302 宮古島行 348
4月	0	0	0		
5月	2	11	0		南洋人 11
6月	1	5	0		琉球人 5
7月	1	11	0		南洋人 11
8月	0	0	0		
9月	4	76	0		朝鮮行ノ船ニ乗組員ヲ人ニ対シテ検疫シタ
10月	2	1,105	0		沖縄人985 南洋人2 米系日本人 120
11月	1	5	0		米系日本人 5
12月	3	933	0		南洋人 1 沖縄人 932
昭和22年1月	0	3	0		
2月	2	内此人 31 獨逸人 1072	10	痘瘡 2 腺ペスト 1 百日咳 7	獨逸人ノ乗船シタマリンヒルインバー号ニ対シテハ検疫ヲ実施シナカッタ患者ハ全テ獨逸人デアル
3月	0	0	0		
4月	1	157	1	梅毒性皮膚炎	伊太利人本国送還

船二隻に比してその数極めて僅少であるが昭和二十年中は殆んどなく、昭和二十一年一、二、三月に入ると多数を占め朝鮮人、台湾人、琉球人、南洋人等であつた。検疫時の患者も僅かに十九名に過ぎなかつた。

船舶二十二年二月から船舶行政部局船二隻あり、又稼で設定されて居た根拠人の送還が行はれた。他人の送還は事前に間到な計画を立て検疫を実施した。

目録

第七章　医療

第一節　応急医療概況

(一)医療概況　一頁
イ、序　説
ロ、職員配置並に患者収容能力一覧表
ハ、引揚患者処理方案
二、医療状況（自開局時至閉局時）
ホ、引揚船に対する医師・衛生員配置状況
ヘ、引揚列車に対する医師・衛生員の配乗状況
(二)検疫病院の概況
イ、検疫病院の医療状況
ロ、入院患者の状況
ハ、院内防疫作業状況
二、其の他要注意事項
(三)各援護所の医療状況
イ、久里浜援護所
ロ、馬　堀　〃
ハ、横須賀　〃
二、鴨　居　〃

木中　自援設所
〃他　上
第二師陸海民地域別病名別患者月別統計……四五頁
第三師病院船の入出港狀況……五〇頁
第四師團直轄病院及其の他の病院の利用狀況……五二頁